

二五八第九百七  
 一 後見人たる者  
 二 後見人たる者  
 三 後見人たる者  
 四 後見人たる者  
 五 後見人たる者  
 六 後見人たる者  
 七 後見人たる者  
 八 後見人たる者  
 九 後見人たる者  
 十 後見人たる者  
 十一 後見人たる者  
 十二 後見人たる者  
 十三 後見人たる者  
 十四 後見人たる者  
 十五 後見人たる者  
 十六 後見人たる者  
 十七 後見人たる者  
 十八 後見人たる者  
 十九 後見人たる者  
 二十 後見人たる者

左に掲ケタル者  
 一 後見人タルコト  
 二 未成年者  
 三 禁治産者  
 四 停止公権者  
 五 免職代理人  
 六 破産人  
 七 破産人  
 八 破産人  
 九 破産人  
 十 破産人  
 十一 破産人  
 十二 破産人  
 十三 破産人  
 十四 破産人  
 十五 破産人  
 十六 破産人  
 十七 破産人  
 十八 破産人  
 十九 破産人  
 二十 破産人

に堪ゆるの材能なき者又は他に重要なる事故ありて其職を執り難き者も辭任するを得ざるものとする時は是れ難きを人に責むるの非理あるのみならず反つて無能力者の利益を害すべきを以て法律は第九百七條に於て辭任するを得べき場合を規定したり。

後見監督人は免除と異なり後見人たるの資格を缺くものを云ふ。即ち後見人となり得ざる者を云ふものにして其の場合は第九百八條に掲げあり。

後見監督人とは名の如く後見人が正當に其の職務を執行するや否やを監視監督するを任務とする者にして後見の常置機關として最も必要なるものなり。之を二種に分つを得。指定後見監督人選定後見監督人は是れなり。後見監督人の職務は第九百十五條に掲げあり。

後見の事務  
 後見人の執るべき事務を大別する時は三となす。左の如し。  
 第一、身上に關する事務

未成年者の身上に對しては後見人は未成年者を監護教育するを以て其の主眼とす。而して其の之を行ふに付いては親權者と同一なる權利義務を有す。是れ未成年者に附する後見は親權の追補たるに外ならざればなり。然りと雖も親の子に對する愛情と後見人の被後見人に對する愛情とは同一視することを得ざるが故に法律は聊か之に制限を加へたるを見る。即ち親權行使者の定めたる教育の方法及び居所を變更し未成年者を懲戒場に入れ營業を許可し又は其の許可を取消し之を制限するには親族會の同意を得ることを要すと定めたり。禁治産者の身上に對しては療養看護を爲すを以て其の事務の主眼とす。是れ禁治産者は心身の健康を失ふものなるが故なり。而して之を爲すの程度は被後見人の資力に應じて後見人が自由に爲すべきものなるも親族會の同意を受けざるべからざるものとす。

第二、財産に對する事務  
 後見人は其の職務の實行に入るに先たち第一着手として被後見人の財産を調査し目錄を調製せざるべからず。財産目錄の調製を完了せざる間は後見



借は三年、(四)動  
産の貸借は六ヶ  
月にして、處分  
能力又は權限を有  
せざる者も貸借  
を爲す場合に於  
ては、此の期間を  
超ゆるを得ざる  
ものなり。  
二六三 後見の終  
了 第四節(第九  
百三十七條)乃至  
九百四十三條)に  
之を規定す。  
二六四 親族會 第  
七章(第九百四十  
四條)乃至九百五  
十四條)に之を規  
定す。  
二六五 參與 千  
與、其の事に加は  
り與(あつち)るこ  
と。

二六六 表決 各  
議員の議案に對し  
て、可否の意見を  
發表すること、其  
の數の多き方に  
議事は決定せらる  
なり。  
二六七 扶養の義  
務 第八章(第九  
百五十四條)乃至  
九百六十三條)に  
之を規定す。此  
の章を以て第四編  
を了り、第五編即  
ち相續編に移る。  
二六八 己れを支持  
する 自ら處理す  
ること、自ら處理  
し、又は事務に依  
りて生活するに  
第九百五十九條に  
曰く、扶養ノ義務  
ハ扶養ヲ受クヘキ  
者カ自己ノ資産又  
ハ事務ニ依リテ生  
活スルニキコト能  
ハサルト自己ノ資  
産ニ依リテ教育ヲ  
受クキコト能ハス  
ルト能ハサルトキ  
亦同シ。

は、至當のことなるを以て、本法は、親族の一の權利として之を認めたり。尤も之を親族の各自に與ふる時は、意思の一致を缺き、反つて弊害簇出するが故に、團體組織となし、親族各自の單獨參與を許さざるものとせり。親族會は常設のものに非ず。事件の發生毎に、招集に因りて成立するものとす。故に或る事件の爲めに招集したる親族會は、其の事件完了する時は、當然解散し、會員は其の資格を失ふものとす。尤も無能力者の爲めに招集したる親族會は、無能力の原因止むまで親族會員たるの資格は繼續するものなり。是れ無能力者の爲めに開くべき親族會は、屢次なるが故なり。

親族會は、三人以上を以て組織するものにして、其の會員たるべきものは、親族其他事件の本人及び其家に縁故ある者の中より裁判所に於て選定するものとす。尤も後見人を指定するの權利あるものは、遺言を以て會員を選定することを得。親族會員も亦た強制的の負擔なるが故に、會員として選任せられたるものは、濫りに之を辭するを得ず。親族會の議事は、會員の過半数の決議に依りて定むべきものなり。故に過半数出

席せざる時は、決議するを得ず。又、會員各自の意見は親族會の決議にあらず。尤も會員は自己の利害に直接の關係を有する事項に付いては、意見を述べ、得るも、表決の數に加はることを得ず。是れ議事の公平を得んが爲めなり。親族會員の過半数出席せざるか、又は議論多岐に分れ、多數を得ざる等の理由にて、決議すること能はざる時は、會員は裁判所に請求して、決議に代はるべき裁判を求むることを得るものとす。

### 第八章 扶養の義務

艱難相救ひ、貧苦相助くるは、人道の大本にして、又、社會に處するの一の公義務なり。是れ法律が親族相互に扶助救養の義務あるものと規定したる所以なり。然れども又、退いて之を考ふるに、濫りに扶養を受くるの權利ありとする時は、自ら己れを保持するの道あるに拘らず、之に依頼して、遊惰散逸の弊を生ずるに至るべきが故に、最も慎まざるべからず。法律の規定せる扶養義務を定義する時は、扶養を受くべき者が自己の資産又は勞



(一七三)家督相續  
第一章に之を規  
定す。其の第一節  
第九百六十四條  
乃至九百六十七  
條は「總則」なり。

亦た故なきにあらす。  
相續を分て二種となす。家督相續遺産相續是れなり。家督相續は戸主の承繼を以て主たる目的とし財産の移轉は其の従たる結果たるに過ぎざるものなり。之に反して遺産相續は財産を相續するものにして身分の承繼にあらす。

### 第一章 家督相續

家督相續とは戸主の缺けたる場合に於て、戸主が戸主たるの資格に於て有したる權利義務を承繼するを云ひ、其の權利を相續權と稱す。而して此の權利は相續の開始ありたる時初めて發生するものにして、其の以前に於ては單に相續權を得んとする一の希望たるに過ぎざるなり。

家督相續の開始する原因を掲ぐれば、(一)戸主の死亡、(二)戸主の隠居、(三)戸主の國籍喪失、(四)戸主が婚姻の取消に因りて、其家を去りたる時、(五)戸主が養子縁組の取消に因りて其家を去りたる時、(六)女戸主の入夫婚姻、(七)入夫の離婚なりとす。

### 第一節 家督相續人

(一) 家督相續人の資格

何人と雖も、私權は之を享有するの能力あるものなれば、此の家督相續權も、亦た何人と雖も、享有することを得るものとす。而して私權享有の始期は出生の完成にあるを以て、本則とすれども、家督相續に付いては例外を設け、胎兒と雖も、既に生れたるものと看做し、相續權を有するものと定めたり。

斯く何人と雖も、家督相續人たるの資格あるを以て通則とするも、法律は家督相續人たるの資格なき者として二種の場合を認めたり。即ち缺格廢除、是れなり。

「家督相續人の缺格」とは或る原因の爲め、法律が相續權を剝奪するを云ふものにして、其の原因は、(い)故意に被相續人、又は家督相續に付き、先順位に在る者を死に致し、又は死に致さんとしたる爲め、刑に處せられたる者。是れ、此等の者に依然相續權を得せしむる時は、殺害行為を逞しうして、相續權を取得せんとする不良の徒を生ずるに至るべきが故なり。(ろ)被相續人の殺害せられたることを知りて、之を告發又は告訴せざりし者。是れ相續人たるの情義を缺くものなれば、之をして相續權

(二七四)家督相續  
人第二節(第九  
百六十八條乃至  
百八十五條)に  
を規定す。  
(二七五)胎兒  
體內にある子。第  
九百六十八條に  
續く「胎兒ハ家督  
相續ニ付テハ既ニ生  
レタルモノト看做  
ス前項ノ規定ハ胎  
兒カ死體ニテ生レ  
タルトキハ之ヲ適  
用セス」と。  
(二七六)告發又は  
告訴ハ犯罪に非  
ざる者、又は官吏  
の職務權限を有す  
る官廳に犯罪事  
實を申告するを  
「告發」といひ、  
罪により損害を受  
けたる者が、之を  
其の官廳に告知す  
ること「告訴」と  
いふ。(二七七)情  
義ハ所謂人情と義  
理と。



が此の指定を爲すは法定推定家督相續人なき場合に限るものなり。是れ推定家督相續人あるときは、此者に於て相續するが故に、他に相續人を定むるの必要なければなり。是を以て假令此の相續人を指定したる後と雖も、法定推定相續人を得るに至りたる時は、其の指定は効を失ふべきものとす。

(四) 選定家督相續人

選定に因り、相續人となりたる者を云ひ、之を細別して二となす。第一種の選定家督相續人、第二種の選定家督相續人は是れなり。

「第一種の選定相續人」とは、法定又は指定の家督相續人なき場合に於て選定せられたる相續人を云ひ、「第二種の選定家督相續人」とは、一切の家督相續人なき場合に於て、親族會に於て選定したる相續人を云ふものなり。

(三) 家督相續人の順位

異種類の相續人順位は、

- 第一、法定家督相續人
- 第二、指定家督相續人

第三、第一種の選定相續人

第四、尊屬親家督相續人。

第五、第二種の選定家督相續人なりとす。

同種類に於ける相續人の順位は左の如し。

(甲) 法定家督相續人相互の順位

被相續人の家族たる直系卑屬親は、左の順序に因り相續人となる。

(い) 親等の異なりたる者の間に在りては、其の近き者を先にす。

親疎遠近の別に於て親きは疎きより、近きは遠きより先にするは古今相通するの大則なればなり。

(ろ) 親等の同じき者の間に在りては男を先にす。

男子相續を先にするは、我邦從來の慣例なればなり。

(は) 親等の同じき男又は女の間に在りては、嫡出子を先にす。

同親等の嫡出子庶子、私生子の男子數人あるときは、嫡出の男子を先きし年齢に關係なし。又此等の種類の女子數人ある場合、亦た同じ。











合ニ於テハ相續人  
ハ單純承認ヲ爲シ  
タルモノト看做ス  
一 相續人カ相續  
財産ノ全部又ハ  
一部ヲ繼承シタ  
ルトキ(但書略)  
二 相續人カ第千  
七條第一項ノ承  
認又ハ拋棄ヲ爲  
サザリシトキ  
三 相續人カ限定  
承認又ハ拋棄ヲ  
爲シタル後ト雖  
モ相續財産ノ全  
部若クハ一部ヲ  
繼承シ、私ニ之  
ヲ消費シ又ハ隱  
意ヲ以テ之ヲ財  
産目録中ニ記載  
セザリシトキ  
(但書略)  
(一九四)遺留分遺  
言者、遺留分の  
外に於て、遺言に  
依り、其の權利義  
務の全部又は一部  
を繼承するを云  
ふ。「遺言」の章中  
にて説明せらるべ  
し。  
(一九五)拋棄ニ第  
三節(第千三十八  
條乃至千四十條)

默示にて爲すことを得べし。默示の承認と看做すべき場合は、第千二十四條に在り。

限定承認とは、相續に因り得たる財産限り被相續人の債務及び遺贈を辨濟すべきことを留保して承認するを云ふ。即ち自己固有の財産を以て被相續人の債務を辨濟するの責務を負はざるの相續なり。

限定承認は推測すべきものにあらず。故に相續人に於て、明かに其の意思を裁判所に申述べざるべからざるものとす。限定承認は相續財産を限度とし、債務の辨濟を爲すものなれば、被相續人の財産と相續人の財産と混同せざることを要す。従つて被相續人に對する權利義務は、混同に依りて消滅せざるものなり。

(三) 拋棄

相續の拋棄とは、相續關係を脱離するの意思表示を云ふものにして、是れ亦た限定承認と同じく相續の通則に反するものなるが故に推測を許さず、必ず裁判所に其旨を申述べざることを要するものとす。

拋棄の効力は、相續開始の時に溯るものとす。即ち未だ一たびも相續人たらざりしと同一に歸するものなり。又、數人の遺産相續人ある場合に於て、一人が拋棄したる時は、其の相續分は、他の相續人に、其の各自の相續分に應じて歸屬するものとす。

に之を規定す。

(一九六)財産の分離  
第四章(第千五  
十四條)は、之を規定  
す。

第四章 財産の分離

相續人が單純の承認を爲すときは、被相續人の一切の權利義務は相續人に移轉するものなるが故に、相續財産と相續人の固有財産と混合するに至るべし。而して此の混合の結果は、或は相續人の債權者を利益することあるべく、又、或は被相續人の債權者を利益することあるべし。即ち詳言すれば、相續財産が義務に比して多額なるときは、爲めに相續人の財産は増加するものなるが故に、相續人の債權者は擔保を増加するの益あるべく、之に反して相續財産が義務に比して少額するときは、相續人は固有財産を以て辨濟せざるべからざるべく、従つて其の債權者は自己の配分額を減少せらるるの虞あるべし。斯の如く不慮の損得の結果を惹起すは、穩當を得たるものにあらざるを以て、此の射伴的結果を避けんが爲め、法律は財産



を規定す。第一千五百一十一條に曰く、相續人アルコト分明ナラサルトキハ之ヲ法人トス」と。

主體なきときは種々なる弊害を惹起し、延いて國家經濟の上に影響を及ぼすことあるべきを以て、法律は一の擬制を設け、相續財産を以て法人と爲せり。即ち相續財産を以て權利義務の主體たらしめたるなり。此の法人の存續期間は相續人あること分明なるに至るか又は相續財産が國庫に歸屬するに至るまでなりとす。尤も相續人現出したるときは、既往に溯りて、法人は存立せざりしものと看做さる。相續財産は法人なり。故に管理人なる法定機關を設けて、財産の管理を爲さしめざるべからず。三回の公告を爲し、仍ほ相續人現出せざるときは、相續財産は國庫に歸屬するものとす。

### 第六章 遺言

#### 第一節 總則

一 遺言の意義  
遺言は、意思表示者の死亡に因りて其の効力を生ずべき單獨的、要式行為なり。即ち法律の定めたる方式を遵守して爲したるものにあざれば、法律上の効力を生

(三〇二)遺言は第六章に之を規定す。而して其の第一節(第一千六百條)乃至第一千六百條は「總則」なり。

せざるものなり。蓋し要式行為としたる所以は、後日の紛議、詐欺、錯誤等を豫防せんが爲めなり。又、遺言は遺言者の死後に其の効力を生ずるものなるが故に、遺言者は、幾度之を變更するも、受遺者に於て異議を唱ふことを得ず。是を以て、日付の新なる遺言は、日付の舊き遺言を打消すの力あるものなり。又、遺言は遺言者の意思表示のみにて、其の成立を見るものにして、受遺者の承諾あるを要せず。是れ單獨行為たる所以なり。斯く遺言は遺言者の意思表示のみにて成立するものなれども、受遺者は遺言に拘束せらるゝものにあらざるを以て、遺言を拒絶することを得べし。

#### 二 遺贈

遺言者は、遺留分の規定に背かざる限りは、財産の全部又は一部を、遺言を以て處分することを得。之を名けて遺贈と云ふ。遺贈に二種あり、包括名義の遺贈、特定名義の遺贈、是れなり。

『包括名義の遺贈』とは、財産を箇々別々に特定せずして、概括的に動産、不動産の全部又は三分の一、二分の一と云ふが如く處分するを云ひ、『特定名義の遺贈』とは、此の動



記載し、各自署名捺印するものにして、若し其の遺言が自筆なるときは、以上の方式の完了に拘らず筆跡の効力を生ずる。第三節(第一千八百七十七條)遺言の效力第三節(第一千八百七十七條)遺言の效力(第三項)に之を規定す。

ものなり。然れども受遺者は、之を受けざるべからざる義務あるものにあらざるを以て、之を承認するも、又、拋棄するも、其の随意なりと知るべし。承認すれば遺贈に因る財産を取得すべく、拋棄すれば其の財産を取得せざるは勿論なり。

〔遺贈の失効〕とは、遺言の無効と異にして、有効に成立したる遺言が或る原因の爲め効力を生ぜざるに至りたる場合を云ふ。即ち

(甲) 受遺者が遺言者に先ちて死亡したるとき  
利益享受者に於いて現存せざるものなれば、遺贈の効を生ぜざるに至るや素より明白なり。之を相續の如く代襲せしめざる所以は、遺贈は概ね受遺者其人を期して爲す所の法律行為なればなり。

(乙) 受遺者が拋棄したるとき  
是れ亦た遺贈が其の効力を生ぜざるに至るは説明を俟たずして明白なり。而して此の甲乙の場合に於ては、受遺者が受くべかりし財産は、相續人に歸屬するものとす。

(丙) 目的たる権利が遺言者の死亡の時に於て相續財産に屬せざるとき  
是れ遺言が効を生ずべき時に於て目的物なきものなるが故に、遺贈の効を生ぜざるや勿論なり。

### 第四節 遺言の執行

遺言が効力を生じたるときは、之を執行せざるべからず。而して執行するに付いては、前提行為として、遺言の検認を裁判所に求めざるべからず(公正證書に依る遺言は検認を爲すに及ばず)。是れ遺言の方式が適法に履踐せられたるや否やを調査せしむるが爲めなり。遺言の執行は執行者に依りて爲さるべきものなり。其の執行者は指定又は選定に依りて定まるものとす。

### 第五節 遺言の取消

〔遺言の取消〕とは有効に生じたる遺言を消滅せしむるを云ふものにして、遺言者自ら爲す取消と、裁判上の取消との二種に分つを得。  
〔遺言者自ら爲す取消〕は、更に明示と黙示とに細別するを得べし。明示にて爲す

(三〇八)遺言の執行(第一千八百七十七條)に之を規定す。  
(三〇九)遺言の検認(第一千八百七十七條)に之を規定す。  
遺言の執行は、遺言者が死亡の時に於て、遺言の方式が適法に履踐せられたるや否やを調査せしむるが爲めなり。遺言の執行は執行者に依りて爲さるべきものなり。其の執行者は指定又は選定に依りて定まるものとす。



三〇七 遺言の取  
消 第五節 第一千  
百二十四條乃至千  
百二十九條に之  
を規定す

三〇 遺留分 第  
七章 第一千三十  
六條乃至千四百六  
十條に之を規定す  
本章を以て第四編  
の規定を終り、同  
結せしむ

三三三  
場合。遺言を爲す方式に依りて爲さざるべからず。是れ後日の紛更を避けしめ  
んが爲めなり。黙示の取消と認むべき場合は、(一)後の遺言が前の遺言と牴觸する  
とき。此の場合、前の遺言は暗々裏に取消されたるものとす。(二)遺言後に於て  
爲したる生前處分、其他の法律行為と、遺言と牴觸したる場合。是れ亦た遺言は取  
消されたるものとす。何となれば最早遺言を執行すること能はざればなり。(三)  
故意に遺言書を毀滅し又は遺贈の目的物を毀滅したる場合。是れ此の場合に、意  
思解釋上、遺言を取消したるものと認むるは正當なり  
「裁判上の取消」とは、負擔附遺贈を受けた者が、其の負擔したる義務を履行せざる  
とき、裁判所が相続人の請求に因り遺言を取消すべき場合を云ふ。

### 第七章 遺留分

所有者は、其の所有物を自由に處分し得るは勿論のことなりと雖も、死後遺族の困  
難をも顧みずして自由に全財産を處分し得るものとするときは、其の遺族は路頭  
に憐を乞ふに至り、遂には一家を維持するを得ず、祖先の祭祀を繼續すること能は

ざるの有様に陥ることあるべきを以て、法律は相続法規の上に於て自由處分を許  
さざる部分を定めたり。之を名けて遺留分と云ふ。

#### (一) 遺留分の額

家督相続人が受くべき遺留分は、法定推定家督相続人なるときは被相続人の財産  
の半額なり。其他の家督相続人なるときは三分の一なりとす。  
遺産相続の場合に於て直系卑屬が相続すべき場合には、被相続人の財産の半額に  
して、配偶者又は直系尊屬なるときは、其の三分の一なりとす。

#### (二) 遺留分の算定

遺留分の範圍を侵して被相続人が自由處分を爲したるときは、遺留分権利者は滅  
殺を行ふことを得るが故に、遺留分を算定するは最も必要のことなりとす。其の  
算定方法は、被相続人が相続開始の時に於て有せし財産の額に、其の贈與したる財  
産の價格を加へ、其中より債務の全額を控除して、其の殘餘の二分の一、三分の一を  
遺留分となす。而して爰に「贈與したる財産の價格を加算す」とあるは、相続開始前  
一年間に爲したる贈與に限るものにして、開始當時の相場を以て加算するものと

す。斯く一年間と制限したる所以は、之より以前にも溯らしむるときは、非常に受贈者を害するに至るべければなり。尤も一年前に爲したる贈與と雖も、贈與當事者が遺留分権利者に損害を加ふることを知りて爲したるときは、其額を加算するものとす。是れ保護するの必要なければなり。

(三) 贈與遺贈の減殺

前段の方法に依り算定したるの結果、被相続人が遺留分を侵して贈與遺贈を爲したるものなるときは、遺留分権利者及び其の承継人は減殺を請求することを得るものとす。

減殺の方法は、先づ遺贈より贈與に及ぼすものなり。何となれば生前處分の贈與のみにては、遺留分を害せざるも、遺贈ありしが故に遺留分を害するに至りたるものなるときは、其の遺贈のみを減殺せば、遺留分を保全し得べきものなればなり。又、遺贈は日附の前後に關係なく、效力を生ずるは均しく遺言者の死後にあるべきものなるが故に、遺贈を爲したる日附の前後に拘はらず、遺留分を保全するに必要なる限度迄は凡ての遺贈が按分的に減殺せらるゝものとす。之に反して、贈與は、

日附の新なるものより順次日付の舊きものに溯りて減殺せらるゝものと知るべし。蓋し斯くする所以のものは、後の贈與ありしが故に、遺留分を害するに至るべきが故なり。

減殺の效力は、受贈者又は受遺者をして、贈與又は遺贈の目的たる物を減殺せられたる程度に於て返還せしむるに在り。

## 民法終

62  
407

列  
六  
卷

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher.

Littlewood's Report  
#109

終

